



立野地区 地域計画だより

令和5年6月 第1号
浪江町役場・農業委員会
立野行政区

春の日差しが心地よい毎日でございますが、皆様にはお健やかに暮らしのことと存じます。また日頃から町の農業行政にご理解賜りありがとうございます。

国の新たな制度で、令和5年度・6年度の2年間で「地域計画」を各地域で策定していくことになりました。策定にあたっては、町・双葉農業普及所・農業委員会・福島県農業振興公社・JA・官民合同チームなどが地域をサポートしていきます。

将来的には農地バンクに農地所有者様が農地を貸して、農地バンクが担い手に貸すという仕組みを取入れていく手段もあります。おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」など、担い手農業者・農業後継者・農地所有者・地域の方々も交えて、地域農業の将来について皆様との話し合いを本格的に始めていこうと町として考えているところです。皆様の意向を是非とも町へお聞かせ下さい。よろしくお願いいたします。



浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

1 地域計画について

- ◆全国で農業者の高齢化や担い手・後継者不足等で不耕作農地が増加しています。浪江町でも例外ではなく、地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『**地域計画**』です。

「地域計画」は国の新たな制度で令和6年度までに策定する必要があります。

地域の皆様が一体となって話し合い、地域計画を策定します。

- ▶おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」を決めます。
- ▶農地所有者様の意向を確認し、担い手の掘り起こしを行います。

- ◇地域計画策定は、令和6年度まで関係機関(浪江町・農業委員会・双葉農業普及所・福島県農業振興公社)等がお手伝いできます。
- ◇現在行っている保全管理及び管理耕作は、営農再開を目的とした補助事業のため、事業終了後(令和8年度以降の見込み)は誰かが営農していく必要があります。
- ◇また管理耕作をしていなかった農地や担い手の決まらない農地は、農地所有者が自ら耕作・維持管理する必要があります。



❖ 皆様のお気持ちを関係者へお聞かせください ❖

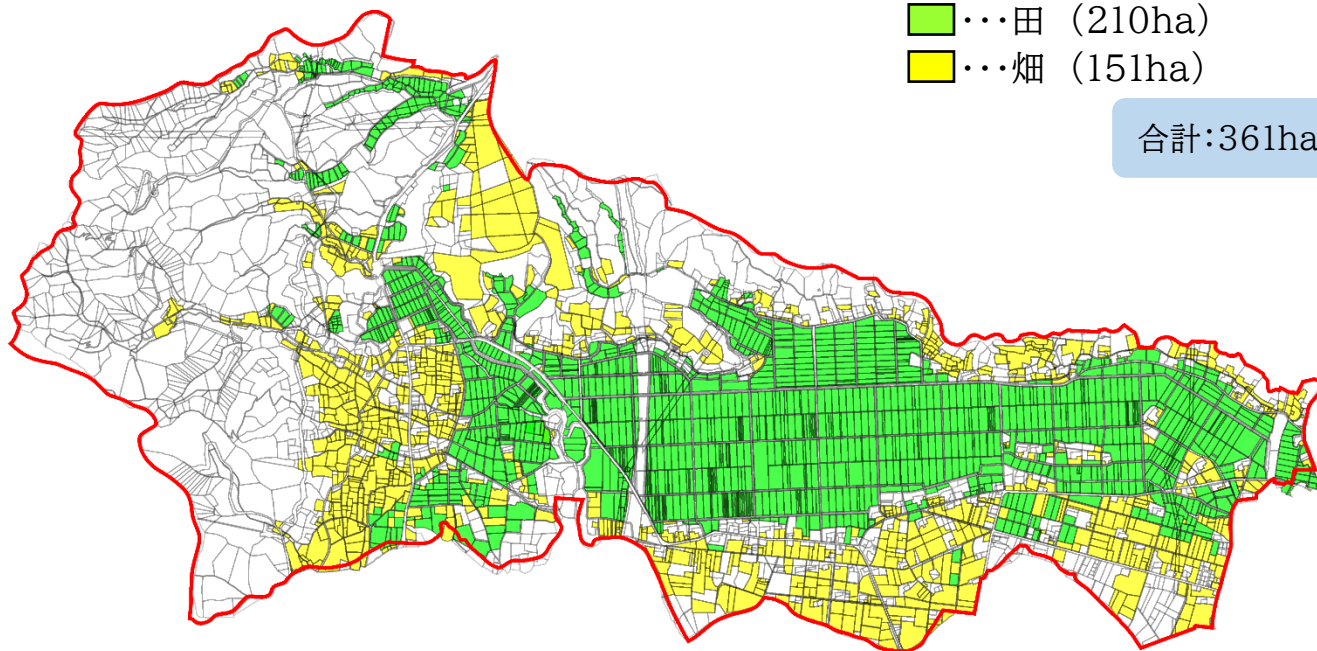
2 今後の進め方について

(仮)立野地区 地域計画策定エリア

《凡 例》

- ……大字界
- ……田 (210ha)
- ……畑 (151ha)

合計:361ha



※農地面積データについては、令和4年12月時点のものを使用。
※確定値ではございませんので、予めご了承下さい。

① 地域計画エリアを決めていきます。

☞基本は“大字ごと”ですが、地域のつながり・地域の実情に沿ったエリアでも可です。

② おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」を決めます。

☞地域計画策定エリア内の全農地について話合い、結果を『地図化』します。

③ 利用計画のない農地について、所有者様の意向確認を行います。

☞貸す・貸さない等の意向確認、浪江町内の農業者または外部法人等への貸付希望 など。

④ ③で確認した意向を関係者間で共有し、担い手の掘り起こし等を行います。

☞(関係者) 浪江町・浪江町農業委員会・双葉農業普及所JA福島さくら・官民合同チーム
福島県農業振興公社 など

3 皆様にお考えいただきたいこと

農地所有者

- ▶ご自分が所有する農地について、今後どうするのか
- ▶現在管理耕作している農地は、管理耕作終了後(令和8年度以降)どうするのか
- ▶貸す意向はあるのか(自作地として残す農地と貸したい農地の整理)
- ▶相続手続き など
- ▶貸す相手への希望について(例)浪江町内の農業者、外部法人 など
- ▶担い手が作業しやすいように、畦畔の除去は可能か

担い手

- ▶農地の利用計画(営農拡大・縮小の意向など)
- ▶リース事業(農業用機械など)の対応年数について(開始:令和〇年~終了:令和〇年)
- ▶法人化について
- ▶利用している農地について“集約化”等の必要はあるか
- ▶借りたい農地の希望(面積・場所・地目など)

その他

- ▶打合せ参集範囲 など
- ▶打合せの頻度(例)月1回 など
- ▶管理耕作から農地バンクへの移行時期
- ▶打合せの際に聞きたい制度説明 など

詳細はコチラ

浪江町 地域計画

検索



【地域計画】

- ▶令和6年度までに策定する予定で話を進めてきています。

【農地の営農再開】

- ▶これまで保全管理及び管理耕作を行ってきた農地は営農再開しなければなりません。(保全管理及び管理耕作は営農再開を目的とした補助事業です。)
- ▶令和7年度まで特認事業を行っても、令和8年度からの営農再開は必須です。

【地域集積協力金】

- ▶令和6年度に地域計画を策定し、令和7年12月(最終申請期限)までに地域集積協力金を申請します。この手続きにあたっては、令和7年12月までに農地バンクと6年以上の貸借契約を結ぶ必要があり、地域集積協力金は令和7年度末に浪江町から交付されます。但し、今行っている保全管理及び管理耕作の補助金とは重複して交付できません。

【農地所有者】

- ▶農地の所有権がはっきりしていない土地(未相続や連絡がつかない等)は、地域計画策定時に農業委員会で確認します。
- ▶農地バンクと貸借契約を結んだ場合、要件が合えば農地所有者に経営転換協力金が交付されます。

4 農地バンクについて

- ▶農地バンクとは福島県農業振興公社の愛称です。
- ▶農地を貸したい方から農地バンクが農地を借り入れ、農地を借りたい方へまとまりのある面積で長期間貸付けます。
- ▶農地の貸し借りの複雑な手続き・賃借料の徴収と支払等を担います。

5 令和5年5月14日(日) 13:30～ 中島集会所にて

立野地区の役員の皆様と、地域計画の策定について打合せを行いました。

- ①大字界で地域計画の策定エリアを設定する以外に、3行政区(立野上・中・下)界ごとまたは水利系統(1番組～7番組)ごとに策定した方がいいか等を、今後役員の皆様と検討していくこととなりました。水利系統の7番組を立野地区の地域計画エリアに取込むか否かについては、立野地区で考え方をまとめた後に室原地区に相談していきます。
- ②地域計画は担い手への農地集積を図っていくもののため、除染していない農地は地域計画の担い手探索していく農地からは除外する。
- ③農地の有効活用等を検討していく上で、畦畔の除去や暗渠排水の設置等について、農地所有者様の意向も確認しつつ、今後の話合いの中で取りまとめていくことにしました。
- ④令和8年度から営農再開していかなければならないことから、各農地所有者の農地利用のご意向について今後、意向調査等で確認していくことになりました。

❁浪江町役場 農林水産課(農政係)

☎ 0240-34-0245

❁浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-23-5706

❁福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)

☎ 0240-34-0246

(携帯)070-8688-9530



～立野地区 江刈人足のお知らせ～

≪第一回≫ 7/30(日) 9:00～

≪第二回≫ 10/29(日) 9:30～

(集合場所) 立野中多目的集会所



❁お気軽にお問い合わせ・ご意見をお寄せ下さい❁